

令和2年度越谷市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、越谷市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

当方針に沿った発注を通じて、障害者就労施設等の受注の増進を図り、障害者の就労支援並びに自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、越谷市の市長部局、消防本部、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会及び土地開発公社事務局とする。ただし越谷・松伏水道企業団と東埼玉資源環境組合についても、物品等の発注については協力を依頼する。

3 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設に限る。）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (7) 障害者優先調達推進法施行令第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (8) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
- (10) その他市長の認める団体

4 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁的な取組みを行う。
- (2) 障害者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を組織全体で共有し、課所は可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- (3) 障害者就労施設等に発注予定の物品等について、情報収集に努め、障害者就労施設等に随時情報を提供する。

5 調達における留意事項

- (1) 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して設定する。
- (2) 物品の発注は、障害者就労施設等からの調達であることを考慮し、計画的に行うとともに、適切な納期の設定に努める。

6 調達目標

前年度実績を上回ること。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、会計年度終了後にその概要をとりまとめ、市のホームページ等を通じて公表する。